

## 校友会慶弔規則

(根 拠)

第1条 この規則は本会がその会員（正・準・特別）に対し慶弔の意を表す基準を定める。

(区 分)

第2条 会員の慶弔に関する表意は以下に定める範囲とする。

区 分	方 法 等	備 考
結婚	電報	本人に限る
死亡	電報	本人・配偶者・1親等に限る

(そ の 他)

第3条 会長が必要と認める場合には見舞金を贈ることができる。

附 則 1.この規則は令和元年6月1日より施行する。  
2.第2条、第3条の規定の適応については、その事実の生じた日から、  
2ヶ月以内に会長へ届出があった場合に限る。